

## 今回のテーマ：社会保険の適用範囲が変わる！？

Q. 10月1日から1週の所定労働時間が20時間以上である者は、社会保険に加入するように基準が変わると聞きました。どういうことでしょうか？

A. 令和4年10月1日より「社会保険の適用拡大」ということで、健康保険や厚生年金保険などのいわゆる社会保険が適用される基準が変わります。従来、社会保険が適用されるのは正社員などの通常の労働者および通常の労働者にくらべて労働時間が4分の3以上の者が社会保険を適用される人でした。これが、「4要件」といわれる以下の基準を満たす者も社会保険が適用されるようになります。

- ① 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 月額賃金が8.8万円以上であること
- ③ 学生でないこと。
- ④ 社会保険の適用事業所に使用されていること

しかし、これはあくまで「従業員数が100人を超える事業所において」実施されるものです。(実は、すでに平成28年より社員数が500人を超える事業所においては、適用されています)

なお今後の予定ですが2年後、令和6年10月より社員数が50人を超える事業所にも上記の内容が適用されますので、ご留意いただきたいと思います。

従業員数が100人を超える事業所において適用されます！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**